

## ホテル〇〇消防計画

〇年〇月〇日作成

### 1 総則

#### (1) 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、ホテル〇〇の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

#### (2) 適用範囲

この消防計画に定めた事項について適用する。

ア ホテル〇〇の部分

イ ホテル〇〇に勤務し、出入りする、

ウ その他

(ア)

(イ)

#### (3) 管理権原者の責務

ア 管理権原者は、ホテル〇〇の防火管  
る。

イ 管理権原者は、防火管理者が  
なければならない。

ウ 防火扉、内装などの建築物の  
が発見された場合は、速やかに必要な措

エ 防火対象物点検報告 該当 非該当

消防法第8条の2の2の規定により、防火対象物を点検し、及びその結果を報告し  
なければならない。

オ 消防法第17条の3の3の規定によ  
告しなければならない。

カ 統括防火管理 該当 非該当

統括防火管理者が定めた当建物全体についての消防計画に基づき、防火管理上必要  
な業務を適切に遂行する。

#### (4) 防火管理者の責務

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持つとともに、次  
の業務を行う。

ア 消防計画の作成（変更）

イ 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

ウ 火災予防上の自主検査の実施と監督

消防計画の適用範囲が建物の一部のみの場合、その部分を記載する。

#### 【記載例】

別図1に示す〇〇ビル5階から9階までの株  
式会社〇〇の部分

防火管理の一部を委託する場合は記載する。

#### 【記載例】

防火管理の一部を委託する〇〇警備保障

防火対象物の点検報告が義務の対象物は、  
該当にチェックを入れる。報告の義務につい  
ては、共通事項を参考

統括防火管理者が必要な対象物は、該當  
にチェックを入れる。統括防火管理者が必  
要な対象物については、共通事項を参考

- エ 消防用設備等の整備及び法定点検の立会い並びに防火対象物の法定点検の立会い  
オ 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定  
カ 増改築、用途変更等を行う場合における消防機関への事前相談  
キ 廚房設備、暖房設備等の火気設備・器具の取扱い及び喫煙管理等の火気の使用、取扱いの指導、監督  
ク 収容人員の適正な管理  
ケ 火元責任者（防火管理業務従事者）に対する指導、監督  
コ 管理権原者への提案や報告  
サ その他  
(ア) 放火対策の推進  
(イ) \_\_\_\_\_
- シ 統括防火管理 該当 非該当

統括防火管理者が必要な対象物は、該当にチェックを入れる。統括防火管理者が必要な対象物については、共通事項を参考

#### (5) 従業員等が守るべき事項

##### ア 避難施設等に関する留意事項

全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

- (ア) 廊下、階段及び通路などの避難施設には、避難の障害となる物品を置かない。  
(イ) 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるよう物品が置いてある場合は、直ちに除去する。  
(ウ) 防火シャッターの降下位置又はその近くに物品が置いてある場合は直ちに撤去する。  
(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる物品が容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。  
(オ) 担当階の非常口等の管理状況、マスターキーの管理について常に確認しておく。

##### イ 火気使用に関する留意事項

- (ア) 喫煙管理について常に注意し、終業時等に吸殻の点検を行う。  
(イ) 喫煙は指定された場所でのみ行う。指定場所以外で喫煙している者を発見した場合、喫煙をやめさせる。  
(ウ) 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。  
(エ) 火気設備・器具は指定された場所で使用する。指定された場所以外で火気を使用する場合は、防火管理者又は担当区域の火元責任者に許可を得る。  
(オ) 火気設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物の近くで使用しない。  
(カ) 危険物品（液化石油ガス、ガソリン等、火薬等）は、持ち込まない、持ち込ませない。  
(キ) その他 **[該当箇所にチェック✓を入れる。]**

- 客席内における観客等の喫煙制止について万全を図る。
- 吸い込むものにチェックを入れる。該当するものにチェック。他のごみと分別処理をする。
- 廉價を入れる。ルター等は定期的に清掃する。
- 調理担当者は、火気使用中は、絶対に持ち場を離れない。

#### ウ 放火の防止

全従業員は放火を防止するために次の事項を遵守する。

- (ア) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないこと。
- (イ) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行うこと。
- (ウ) 建物内外の敷地内に可燃物を置かないこと。
- (エ) トイレに該当するものにチェックを入れること。
- (オ) 火気及び施錠の確認を行うこと。
- (カ) その他 [該当箇所にチェック✓を入れる。]

- 警備員による巡回は、定期的に又は必要に応じて行うこと。
- 裏口から出入りする者のチェックを行う。
- 始業時に放火防止対策の確認を行う。

#### エ 消防用設備等に関する留意事項

消防計画の適用範囲内に設置されている次の消防用設備等に該当するものには、記載する。

実際に設置されている設備にチェックを入れる。  
記載されている設備以外のものがあれば、空白に記載する。

- 消火器、 屋内消火栓設備、 スプリンクラー設備、 屋外消火栓設備
- 自動火災報知設備、 非常放送設備、 避難器具、 誘導灯、 連結送水管
- ( )

#### オ 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- (ア) 指定された場所以外で、臨時に火気を使用するとき
- (イ) 各種火気設備・器具を新設又は増設するとき
- (ウ) 危険物等を使用するとき
- (エ) その他火災予防上必要な事項

#### (6) その他

防火管理者、火元責任者が行う日常の任務は、別表「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとし、別表は全従業員等に配布し、さらに休憩室などの見やすい場所に掲示する。

## 2 災害対策

### (1) 自衛消防活動

- ア 自衛消防隊には、自衛消防隊長、地区隊長、通報担当者、消火・避難誘導担当者等を置く。
- イ 自衛消防隊の編成及び任務は [ 次表] [ 別紙編成任務表] のとおりとする。

自衛消防隊長	<u>支配人（管理権原者）</u>	自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。
自衛消防副隊長	<u>副支配人（防火管理者）</u>	自衛消防隊の事業所の実態にあわせて、担当、役職等を記載する。
地区隊長		自衛消防隊の編成表
<b>自衛消防隊の編成表</b>		
1・2階地区隊長 <u>(1・2階フロアマネージャー)</u>	通報連絡担当者 消火・避難誘導担当者 安全防護担当 応急救護担当	(1階○○スタッフ) (2階○○スタッフ) (1階△△スタッフ) (2階△△スタッフ) (1階□□スタッフ) (2階□□スタッフ) (1階◎◎スタッフ) (2階◎◎スタッフ) 事業所の実態にあわせて、担当、役職等を記載する。
3・4階地区隊長 <u>(3・4階フロアマネージャー)</u>	通報連絡担当者 消火・避難誘導担当者 安全防護担当 応急救護担当	(3階○○スタッフ) (4階○○スタッフ) (3階△△スタッフ) (4階△△スタッフ) (3階□□スタッフ) (4階□□スタッフ) (3階◎◎スタッフ) (4階◎◎スタッフ)
5・6階地区隊長 <u>(5・6階フロアマネージャー)</u>	通報連絡担当者 消火・避難誘導担当者 安全防護担当 応急救護担当	(5階○○スタッフ) (6階○○スタッフ) (5階△△スタッフ) (6階△△スタッフ) (5階□□スタッフ) (6階□□スタッフ) (5階◎◎スタッフ) (6階◎◎スタッフ)
7・8階地区隊長 <u>(7・8階フロアマネージャー)</u>	通報連絡担当者 消火・避難誘導担当者 安全防護担当 応急救護担当	(7階○○スタッフ) (8階○○スタッフ) (7階△△スタッフ) (8階△△スタッフ) (7階□□スタッフ) (8階□□スタッフ) (7階◎◎スタッフ) (8階◎◎スタッフ)
通報担当者	1 消防機関及び関係者に火災発生の旨を通報、連絡する。 2 非常放送設備等を使用し、利用客を避難誘導するとともに、自衛消防隊に必要事項を伝達する。 3 空調設備の停止、排煙対策、ガス緊急遮断弁の操作、非常用エレベーターの呼び戻し等の措置を必要に応じ行う。	
消火・避難誘導担当者	1 消火器、屋内消火栓設備等を活用し、消火活動を実施する。 2 避難上障害となる物品を除去する。 3 非常口の開放並びに開放の確認を行う。 4 エレベーター、エスカレーターの使用を制限する。 5 防火シャッター等を下ろし、煙の拡散を防ぐ。 6 非常警報器具等（拡声器等）を活用し利用客を避難口に誘導する。 7 最終避難する際に、全ての防火戸、防火シャッター等を完全に閉鎖し、火災の拡大を防止する。 8 各階の排煙設備を操作し作動させる。 9 最終避難する際に、逃げ遅れを確認し自衛消防隊長に報告する。	
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作を行う。	
応急救護担当	応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供を行う。	

## (2) 火災発生の際の自衛消防活動

自衛消防隊の活動は、別図（自衛消防活動フロー）による。

なお、各隊員は、次に示す基準により行動する。

### ア 防災センター等の対応

(ア) 自衛消防隊長は、自動火災報知設備が鳴動した場合、防災センター等に急行する。

また、地区隊長等は、受信機により場所を確認し、マスターキー、携帯電話等を持って出火場所に急行する。

(イ) 通報連絡担当は、利用客及び関係者に対し、自動火災報知設備が鳴動した旨及び自衛消防隊により確認中である旨を、非常放送設備により放送する。

(ウ) 火災の連絡を受けた自衛消防隊長は、通報連絡担当者に119番通報させ、自衛消防隊員に必要な指示を与える。

(エ) 通報連絡担当者は、119番通報後、非常放送設備により利用客及び在館者を避難誘導するとともに、自衛消防隊に必要な指示を与える。

ぼやで消えた場合であっても消防機関へ通報する。

(オ) 空調設備の停止、排煙対策、ガス緊急遮断弁の操作、非常用エレベーターの呼び戻し等の措置を必要に応じ行う。

### イ 出火階の対応（別図（自衛消防活動フロー）参照）

(ア) 地区隊長が火災を確認した場合は、大きな声で周囲に火災の発生を知らせるとともに、内線電話等により自衛消防隊長に連絡する。地区隊長が出火階に到着する前に火災を確認した者は、大きな声で周囲に火災の発生を知らせる。非常ベルが作動していない場合は、発信器のボタンを押す。

(イ) 消火・避難誘導担当者のうち、火点の近くにいる者は、付近の消火器、屋内消火栓（補助散水栓）等を使用し初期消火を実施する。

(ウ) 他の消火・避難誘導担当者は、排煙設備の起動、避難の障害となる物品の除去、エレベーター、エスカレーターの使用制限及び通路誘導灯付近で客の避難誘導を実施する。

(エ) 地区隊長は、初期消火及び避難誘導を指揮するとともに、自衛消防隊長に逐次状況を報告する。

(オ) 初期消火を実施していた消火・避難誘導担当者は、初期消火に失敗した場合、避難誘導に加わり、利用客を迅速に避難させる。

(カ) 地区隊長及び消火・避難誘導担当者は、逃げ遅れがないことを確認した後、防火戸及び防火シャッター等を閉鎖し、防火区画を形成する。

(キ) 地区隊長及び消火・避難誘導担当者は、防火区画を形成した後、速やかに避難し、自己の安全を確保するとともに、逃げ遅れの有無や負傷者の状況を自衛消防隊長及び現着した消防隊員に報告する。

(ク) スプリンクラー設備により自動消火した場合は、消火の確認後速やかに警戒区域の制御弁を閉鎖し、水損を防止する。

### ウ 応急救護

(ア) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようとする。

(イ) 応急救護担当は、負傷者の名前、負傷程度など必要事項を記録する。

(ウ) その他

原則として、前面駐車場に救護所を設置する。

#### エ 救出、救護

応急救護担当は、地震 実態に合った救護所の設置場所 を行う。

(ア) 倒壊現場付近では、実態に合った救護所の設置場所 を記載する。

(イ) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

#### (3) 地震発生の際の自衛消防活動

##### ア 日常の地震対策

(ア) 地震対策を実施する責任者は、支配人とする。

(イ) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

a ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

b 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

c 火気設備・器具等からの出火防止措置を行う。

d 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

(ウ) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
① 飲料水	
② 非常用食料（缶詰、乾パン等）	
③ 医薬品	
④ 懐中電灯	
⑤ 携帯ラジオ	
⑥ 携帯用拡声器	
⑦ 救出用資機材	

防災センターや警備室など各事業所の実態に合わせて記載する。

#### イ 地震発生の際の自衛消防活動

地震発生時の自衛消防活動は、「(2) 火災発生の際の自衛消防活動」に準じるほか、次による。

(ア) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(イ) 揺れが収まった時点で、火気設備・器具の近くにいる従業員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行う。

(ウ) 通報連絡担当者は、テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行い、混乱防止を図るため、非常放送等を活用し、必要な情報を店内にいる利用客等に知らせる。

(エ) 消火・避難誘導担当者は建物内を見まわり、火災の発生及び負傷者の発生状況を確認し、火災の発生がある場合は、自衛消防隊長に通報するとともに自衛消防活動に従事する。

重傷者や負傷者の救出を要する事案があった場合は、自衛消防隊長に報告し、応援を要請する。

(オ) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

(カ) 避難誘導等

- a 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- b 利用客等については、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- c 避難場所に誘導するときは、避難場所 (〇〇小学校)までの順路について、説明する。
- d 避難誘導は、先頭と最後尾に従業員を配置
- e 避難には、車両等は使用せず全員徒步とする。
- f 避難場所等に避難する前に、各火元責任者及び危険物品等について点検・検査を実施し、結果を防火管理者に報告するとともに応急措置を行う。

最寄りの避難場所を確認し、記載する。  
避難場所については、構成市町のホームページに掲載されています。

(キ) その他

- a 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講じるものとする。
  - (a) 工事人に対する教育の徹底
  - (b) 立入禁止区域の指定と従業員等に対する周知徹底
  - (c) 避難経路の明確化
- b 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害等を防止するために次の対策を講じる。
  - (a) 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電
  - (b) 事業再開時には、火気設備・器具の破壊を認めた後使用を再開する。

休日、夜間の防火管理体制について、実態に合わせてチェックする。

#### (4) 休日、夜間の防火管理体制 □無人　☑在館者有り

ア 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、警備会社、消防機関等からの通報により火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場にかけつける。

イ 休日、夜間に在館者がいる場合

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者で次の措置を行う。

(ア) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(イ) 初期消火

消火器、屋内消火栓設備等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(ウ) 避難誘導

入館者がある場合は、非常放送設備、携帯用拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(エ) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

### 3 火災予防

(1) 火元責任者

ア 防火管理者の業務を補佐するため、管轄階ごとにと担当者については次表のとおりとする。

事業所の実態にあわせて、担当、役職等を記載する。

担当区域	担当者
1・2階	1・2階フロアマネージャー
3・4階	3・4階フロアマネージャー
5・6階	5・6階フロアマネージャー
7・8階	7・8階フロアマネージャー

イ 火元責任者は次の業務に従事する。

- (ア) 担当区域内の火気の取扱いの監督に関すること。
- (イ) 担当区域内の建物、火気設備・器具、電気設備、危険物品等（指定数量未満の危険物や指定可燃物）及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- (ウ) 地震時における火気設備・器具の安全確認に関すること。

(2) 火災予防上必要な施設等の維持管理

ア 毎日の火災予防上の検査等

火元責任者は、担当する区域の避難口・通路・階段、防火戸・防火シャッター及び消防用設備等について、毎日10時に別紙1（自主検査等チェック表（日常））により検査し、異常があれば改善する。その場で改善できない場合は、速やかに防火管理者に報告する。

イ 定期の火災予防上の検査等

防火管理者は、火気設備等、危険物品等、消防用設備等、避難施設、防火施設及び内装その他の防火管理上の構造等について別紙2、3（自主検査等チェック表（定期））により3か月に1回検査し、異常があれば改善する。その場で改善できない場合は、速やかに管理権原者に報告する。

ウ 消防用設備等の点検

(ア) 管理権原者は、消防署長に報告する消防用設備等の点検結果は、総合点検になります。

（イ）管理権原者は、1年に実施した総合点検の結果を [ 1年  3年] に1回 消防署長に報告する。

消防署長に報告する消防用設備等の点検結果は、総合点検になります。

また、報告期間にあっては、共通事項を参考

(イ) 管理権原者は、1年に実施した総合点検の結果を [ 1年  3年] に1回 消防署長に報告する。

エ 防火対象物の点検 [ 該当  非該当]

(ア) 管理権原者は、1年に1回、資格を有する者で実施する。

(イ) 管理権原者は(ア)の点検結果を速やかに 消防署長に報告する。

防火対象物の点検報告が義務の対象物は、該当にチェックを入れる。

報告の義務については、共通事項を参考

オ 点検等の時期

点検等の実施時期は次表のとおりとする。

	6月	9月	12月	3月
自主検査（定期）	○	○	○	○
消防用設備等の法定点検	○		○	
防火対象物の点検 [ <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当]		○		

カ 防火管理維持台帳への編冊

「別紙1（自主検査等チェック表（日常））」、「別紙2、3（自主検査等チェック表（定期））」、「消防用設備等の法定点検の点検表」及び「防火対象物点検結果報告書の写し」は、防火管理維持台帳に編冊する。

(3) 避難施設の案内

ア 防火管理者は、避難経路図を作成し、○○付近に掲出するとともに、全従業員に周知する。  
イ 防火扉を閉め、該当するものにチェックを入れる。扉や閉鎖位置を床面に表示する。

(4) 収容人数

- 防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないように従業員に徹底する。
- 出入口その他見やすい位置に定員を記載した掲示板を設けるとともに、入場者数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。
- 客席内の避難通路に客席等を設けないこと。
- イベントなどの開催に伴い、混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。
- 各階の宿泊室及び宴会場の使用状況を把握し、従業員等に周知徹底する。
- 集会場、会議室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と必要に応じた入室の制限を行う。

(5) 工事中の防火管理

ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の防火安全対策を策定する。

また、工事に伴い、避難施設又は消防用設備等の機能に影響を及ぼすときは、消防

機関に相談する。

イ 工事関係者等の遵守事項

- (ア) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (ウ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
- (エ) 危険物品を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

該当するものにチェックを入れる。資機材等の整理整頓すること。  
する場合は、防炎物品を使用すること。

(6) で~~（該当箇所にチェックを入れる。）~~ ✓を入れる。]

- 防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、火災予防上必要な次の事項を報告させる。
  - ・ 催物主催者側の責任者
  - ・ 催し内容、規模等の概要
  - ・ 火気等を使用する場合の火気取扱者
  - ・ 喫煙管理、火気管理の徹底方法
  - ・ 火災など災害時における観客等の避難誘導体制
- 非常の際は速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する。
- 防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防炎物品であるかを確認する。

#### 4 訓練、教育

(1) 消火・避難及び通報訓練

ア 必要な教育の実施内容及び実施時期

災害発生時に備えるための教育については、担当者ごとに必要な教育の項目を、消防訓練、通報訓練及び避難訓練並びに総合訓練の前等に実施し、訓練においてその効果を確認する。なお、教育の項目とその対象及び実施時期については次表のとおりとする。

		地区隊長	消防担当者	避難誘導担当者	通報連絡担当者	その他職員
総合訓練 実施前	誘導灯の役割と避難経路	○	○	○	○	○
	消火器の位置・使用方法	○	○	○	○	○
	警報設備の位置・使用方法	○	○	○	○	○
	燃焼の条件	○	○			
	一般的な燃焼現象	○	○			
	引火、発火及び爆発	○	○			
	煙の危険性	○	○	○		
	消火設備の位置・使用方法・性能	○	○			
	自動火災報知設備の使用方法	○			○	
	非常放送設備の使用方法				○	
	非常警報器具（拡声器）の使用方法	○		○		
	避難器具の使用方法	○		○		
	火災発生時の心理と行動	○		○		
	避難経路及び避難施設の確認	○		○		
消火・通報・避難訓練 実施前	有効な避難方法	○		○		
	逃げ遅れの確認			○		
	店舗の正確な位置、構造、利用客数等の把握				○	
	燃焼の条件	○	○			
	一般的な燃焼現象	○	○			
	引火、発火及び爆発	○	○			
	煙の危険性	○	○	○		
	消火設備の位置・使用方法・性能	○	○			
	自動火災報知設備の使用方法	○			○	
	非常放送設備の使用方法				○	
	非常警報器具（拡声器）の使用方法	○		○		
	避難器具の使用方法	○		○		
	火災発生時の心理と行動	○		○		
	避難経路及び避難施設の確認	○		○		

該当する項目にチェックを入れる。

自衛消防訓練の実施回数にあっては、

共通事項を参考

#### イ 消火・避難訓練、通報訓練、総合訓練

自衛消防訓練のうち、消火訓練及び避難訓練については法令上 定期的に 年に2回以上] 実施する必要があるが、そのうち1回については、総合訓練として実施する。訓練とその対象及び実施時期については、次表のとおりとする。

	地区隊長	消火担当者	通報連絡担当者	避難誘導担当者	その他職員	実施時期
消火訓練	○	○				6月
通報訓練	○		○			6月
避難訓練	○			○		6月
総合訓練	○	○	○	○	○	12月

#### ウ 訓練の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊長（各隊長）とし、~~訓練時にセイハス自衛消防隊~~消防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

##### (ア) 訓練実施前

訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、

##### (イ) 訓練実施時

a 訓練実施時において、資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

b 手袋、保安帽を装着させるなど十分に安全を確保させる。

消防用設備等の点検の時期と合わせて実施し、消防用設備の使用方法について確認することが望ましい。

#### エ その他

##### (ア) 訓練実施の通報

防火管理者は訓練を実施しようとするとき、事前に、自衛消防訓練通知書を○○消防署長に提出する。

##### (イ) 訓練結果の記録及び防火管理維持台帳への編冊

防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果を検討し、以後の訓練に反映させるとともに、別紙4（訓練・教育実施結果記録表）に記録し防火管理維持台帳に編冊する。

##### (2) 防火管理上必要な教育

###### ア 火元責任者への教育

防火管理者は、火元責任者に対し毎年6月に次の事項についての教育を実施する。ただし、人事異動等で新たに火元責任者に任命されるものがあった場合には、任命に先立ち必要な項目について実施する。

###### (ア) 過去の火災事例等の検討及び火災発生原因の傾向

###### (イ) 消防用設備等の種類と役割及び点検、整備に関しての留意事項

###### (ウ) 防火・避難施設の種類と役割及び点検、整備に関しての留意事項

###### (エ) 火気設備・器具の種類ごとの安全

###### (オ) 火気の取扱いの監督

###### (カ) 放火防止対策

#### イ 火元責任者以外の職員への教育

防火管理者は、この消防計画が適用される全ての職員（アルバイト職員及び派遣職員を含む。）に対し、毎年、12月に下記についての教育を実施する。ただし、人事異動や新規採用で新たに職員となる者については、その都度必要な項目について実施する。

##### (ア) 火災予防上の遵守事項

###### (イ) 安全な作業等に関する基本的事項

#### ウ 教育結果の記録及び防火維持管理台帳

防火管理者は、職員への教育の終了後とさせるとともに、別紙4（訓練・教育）を編冊する。

防火対象物の所在地が南海トラフ地震対策推進区域内にある場合は該当にチェックを入れる。  
南海トラフ地震対策推進区域については共通事項を参考

反映  
帳に

### 5 その他

#### (1) 南海トラフ地震防災対策 該当 非該当

別添南海トラフ地震防災規程のとおりとする。

#### (2) 防火管理業務の一部委託 該当 非該当

ア 受託者の名前及び住所並びに受託者は、別紙5（防火管理業務の委託）にて、受託法人、防火管理業務従事者（ア）委託を受けた法人は、受託し防火管理業務に従事する従業員当該防火管理業務従事者が、業

防火管理業務の範囲及びその方法について  
防火管理業務の一部委託している場合、該当にチェックを入れて、詳細について別紙5（防火管理業務の委託状況）に記載する。  
任  
る責任を負うほか、  
与えるとともに、  
支援すること。

（イ）委託を受け防火管理業務に従事する従業員は、受託した防火管理業務について定期に防火管理者に報告するとともに、自らの権限に基づき可能な限りの措置を講じ、防火管理者及び管理権原者に対して必要な要請を行い、受託した範囲について確実に防火管理業務を行う責任を有する。

（ウ）防火管理者及び管理権原者は、委託を受け防火管理業務に従事する従業員からの要請に対して、的確に対処する。

#### (3) 消防機関との連絡

防火管理者又は管理権原者は、次表の届出の時期の欄に掲げる事項を実施する際又は事案が発生した際は、〇〇消防署に種別の欄の通報、連絡又は届出を行う。

種別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき a 自衛消防組織の大幅な変更 b 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火	防火管理者

	上の構造の維持管理に関する事項の変更 c 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	
訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
消防用設備等点検結果報告	1年に1回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書）	管理権原者
防火対象物点検結果報告 〔 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当〕	1年に1回	管理権原者
その他（消防法令により義務づけられている届出等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途の変更、増築などを計画するときは事前相談を行う。</li> <li>・ 消防法令に定める届出事項等に該当する事案が発生したとき <b>(例)</b></li> </ul> <p>a 圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱い又はその廃止をするとき（消防法第9条の3）  b 火を使用する設備等を設置するとき（福山地区消防組合火災予防条例第57条）  c 指定数量の1／5以上指定数量未満の危険物又は火災予防条例に定める数量以上の指定可燃物を貯蔵し、取扱い、又は廃止するとき（福山地区消防組合火災予防条例第59条）</p>	管理権原者

#### (4) 防火管理維持台帳の作成、整備及び保存

管理権原者は、消防機関へ報告した書類の写し及び防火管理業務に必要な次の書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

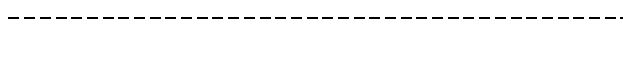
##### ア 消防機関へ報告した書類等

- (ア) 消防計画の届出に係る書類の写し
- (イ) 防火管理者の選任又は解任届出に係る書類の写し
- (ウ) 統括防火管理者の選任又は解任届出に係る書類の写し
- (エ) 防火対象物の定期点検結果の報告書の写し
- (オ) 防火対象物の定期点検に関する特例認定に係る申請書の写し、認定通知及び不認定通知
- (カ) 消防用設備等の設置届出に係る書類の写し
- (キ) 消防用設備等の設置検査に係る検査済証
- (ク) 消防用設備等の定期点検結果の報告書の写し
- (ケ) 防火対象物使用開始届の写し

##### イ 消防計画に基づき実施される次の事項の状況を記載した書類

- (ア) 火災予防上の点検
- (イ) 防火上必要な教育の実施状況
- (ウ) 消火、通報及び避難の訓練の実施状況

##### ウ その他必要な書類

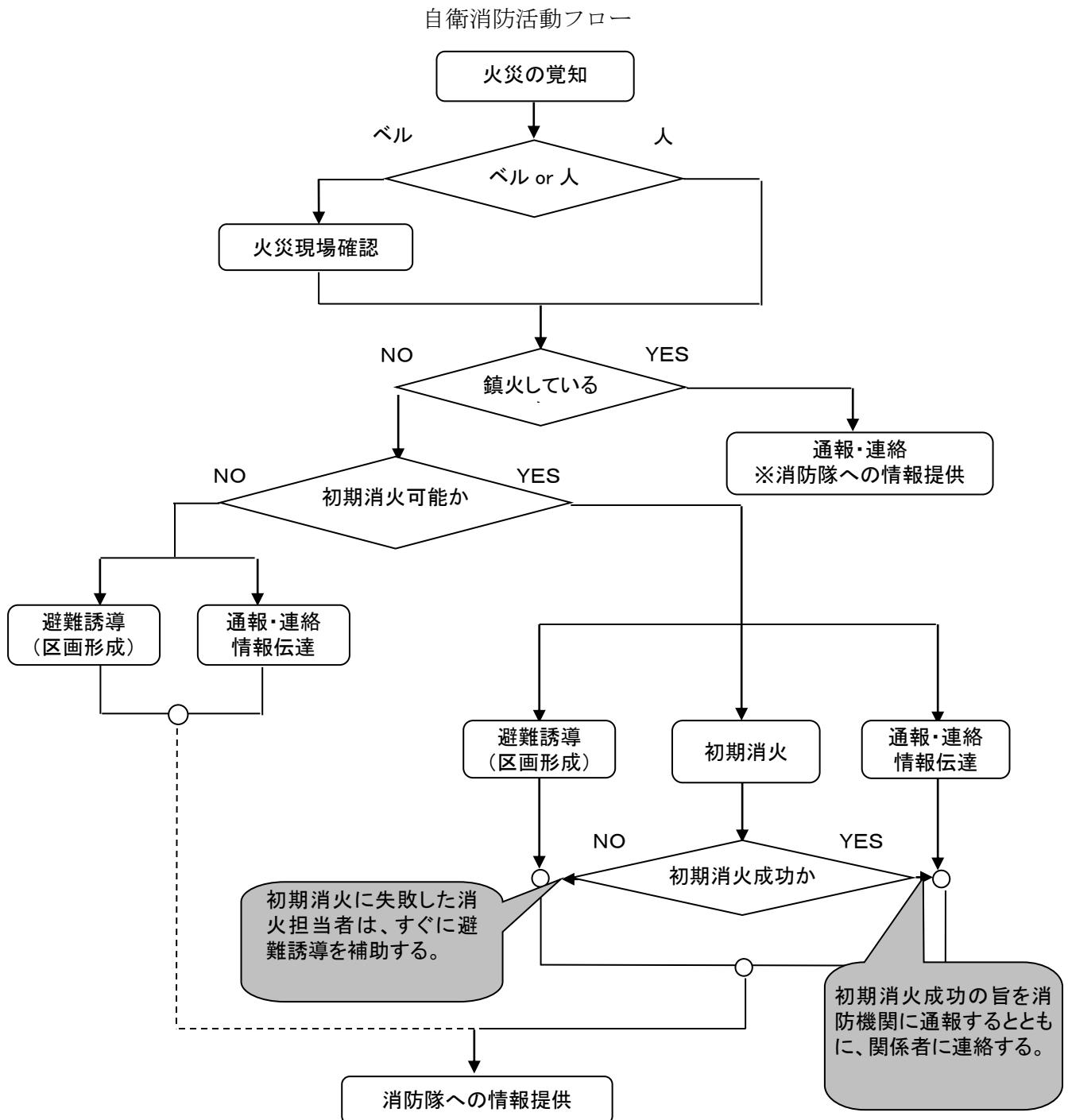


別 表

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者	副支配人
火元責任者	
担当区域	担当者
<u>1・2階</u>	<u>1・2階フロアマネージャー</u>
<u>3・4階</u>	<u>3・4階フロアマネージャー</u>
<u>5・6階</u>	<u>5・6階フロアマネージャー</u>
<u>7・8階</u>	<u>7・8階フロアマネージャー</u>
担当者の任務	
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設の防火管理業務の統括責任者</li> <li>防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>
火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。</li> </ul>
従業員等の注意事項	
<ol style="list-style-type: none"> <li>消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。</li> <li>防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。</li> <li>火気設備・器具の周辺は、きちんと整理整頓して、燃えるものを感じて置かないこと。</li> <li>休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。</li> <li>従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸い殻入れを用いて喫煙すること。</li> <li>死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。</li> <li>危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。</li> <li>喫煙場所などの吸い殻入れ、通路のごみ入れを確認するほか、吸い殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。</li> <li>建物内外の整理整頓を行い、ごみやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。</li> <li>電気 <input checked="" type="checkbox"/> 該当するものにチェック 刈り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。</li> <li>火元 <input checked="" type="checkbox"/> を入れる。 持って管理すること。</li> <li>その他 <input checked="" type="checkbox"/> シガーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込まない。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 廉房は、常に整理整頓し、グリスフィルターは定期的に清掃すること。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 揚げ物等の調理を行っている場合は、調理担当者は絶対に持ち場を離れないこと。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> お客様が吸ったたばこは、完全に消して指定の場所に捨てるのこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 入院患者や入居者等には、喫煙場所以外では喫煙させないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 店内で喫煙している者を発見した場合は直ちに制止すること。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> チェックインした宿泊客には、必ず避難経路図の貼付位置と非常口の位置を教えること。</li> </ol>	

別図



- 通報・連絡 消防機関に火災発生の通報をするとともに、関係者に連絡する。
- 情報伝達 非常放送設備等を使用し、利用客を避難誘導とともに、自衛消防隊員に必要事項を伝達する。
- 避難誘導 エレベーター、エスカレーターの使用制限及び通路誘導灯付近で非常警報器具等を活用し利用客を避難口に誘導する。
- 区画形成 避難する際に、防火戸及び防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大を防止する。
- 初期消火 消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動を実施する。

## 自 主 檢 査 等 チ ェ ッ ク 表 ( 日 常 )

実施責任者名前		検査(点検)区域							
実施日			○月○日( )						
実施項目		確認場所	確認状況	確認状況	確認状況	確認状況	確認状況	確認状況	
物 品 の 放 置	避難口	○○側出入口							
		○○側出入口							
	廊下、避難通路	○○廊下							
		○○内通路							
	階段	○○階段							
		○○階段							
	防火戸	○○階段防火戸							
		○○階段防火戸							
	防火シャッター	○○防火シャッター							
		○○防火シャッター							
操作 障 害 等	屋内消火栓設備 (扉周辺の物品)	○○北側							
		○○南側							
	消火器(有無) 〃(配置)	—							
		—							
	自火報、放送(電源等スイッチ) 〃(操作障害)	—							
		—							
失 火 防 止	湯沸器、コンロ等の周辺の可燃物	—							
	吸殻の処理	—							
	終業時の火気の確認	—							
	共用部分の可燃物の有無	—							
備 考									

## 自主検査等チェック表（定期その1）

別紙2

実施項目		実施項目及び確認箇所	検査結果	
建 物 構 造	(1) 屋外階段 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	各構成部 該当する部分にチェックを入れる。		
	(2) 手すり	支		
	(3) 消防隊非常用進入口	表示され		
防 火 設 備	外壁の構造及び開口部等	①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。		
	(2) 防火区画	①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認事項〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンバーの作業状況は良いか。		
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。		
	(2) 階段 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。		
	(3) 避難階の避難口（出入口）	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。		
火 気 設 備 ・ 器 具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	①可燃物品からの保有距離は適正か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。		
	(2) ガストーブ、石油ストーブ <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。		
電 気 設 備	(1) 変電設備 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③変電設備に異音、過熱はないか。		
	(2) 電気器具	①タコ足の接続を行っていないか。 ②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	①標識は掲げられているか。 ②掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③換気設備は適正に機能しているか。 ④容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤整理清掃状況は適正か。 ⑥危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦屋内タンク、地下タンクの場合、通気管のメッシュに亀裂等はないか。		
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	①標識は掲げられているか。 ②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓（集積）の状況はよいか。		
	査実施者名前	検査実施日	検査実施者名前	検査実施日
構造関係	_____	年 月 日	火気設備・器具	年 月 日
防火関係	_____	年 月 日	電気設備	年 月 日
避難関係	_____	年 月 日	危険物施設	年 月 日
防火管理者確認				

(備考) 不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備 △…即時改修

## 自主検査等チェック表（定期その2）

実施設備	確認箇所	検査結果
消火器 [☑該当 ☐非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 設置場所に置いてあるか            (2) 位置            (3) 有効期限            (4) 表示灯            (5) ホース</p> <p>該当する部分にチェックを入れる。</p>	
屋内消火栓設備 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 使用上の障害となる物品はないか。            (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。            (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。            (4) 表示灯は点灯しているか。</p>	
スプリンクラー設備 [☒該当 ☐非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 散水の障害はないか。（例：物品の集積など）            (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。            (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。            (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。            (5) 制御弁は閉鎖されていないか。</p>	
水噴霧消火設備 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 散水の障害はないか。（例：物品の集積など）            (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。            (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。</p>	
泡消火設備 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 泡の分布を妨げるものはないか。            (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。            (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。</p>	
不活性ガス消火設備 [☐該当 ☒非該当] ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 ( 年 月 日実施)	<p>(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置）            (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。            (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。            (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。</p>	
屋外消火栓設備 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 使用上の障害となる物品はないか。            (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。            (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。</p>	
動力消防ポンプ設備 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。            (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。            (3) 管どう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。</p>	
自動火災報知設備 [☒該当 ☐非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 表示灯は点灯しているか。            (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。            (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。            (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。            (5) 警戒区域図はあるか。</p>	
ガス漏れ火災警報設備 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 表示灯は点灯しているか。            (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。            (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。</p>	
放送設備 [☒該当 ☐非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。            (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。</p>	
避難器具 [☒該当 ☐非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 避難に際し、容易に接近できるか。            (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。            (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。            (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。            (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。</p>	
誘導灯 [☒該当 ☐非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。            (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。            (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。            (4) 不点灯、ちらつき等がないか。</p>	
消防用水 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。            (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。            (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。</p>	
連結送水管 [☒該当 ☐非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動の障害となる物がないか。            (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。            (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。            (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。            (5) 表示灯は点灯しているか。</p>	
非常コンセント設備 [☐該当 ☒非該当] ( 年 月 日実施)	<p>(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。            (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。            (3) 表示灯は点灯しているか。</p>	
( 年 月 日実施)	<p>記載されている設備以外 のものがあれば記載する。</p>	
検査実施者名前	防火管理者確認	

(備考) 不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。（凡例）○：良 ×：不備・欠 :△：即時改修

## 訓練／教育実施結果記録表

別紙4

実施日	年 月 日		
実施場所			
実施範囲			
対象者及び参加人数	1 従業員 (一部： ) 人 2 自衛消防隊員 (一部： ) 人 3 火元責任者 (一部： ) 人 4 その他 ( ) 人		
実施内容	非常時のための教育訓練	<b>訓 練</b> • 総合訓練 • 消火訓練 • 避難訓練 • 通報訓練 • その他 ( )	
		<b>教 育</b> • 誘導灯の役割と避難経路 • 消火器の位置、使用方法 • 非常放送設備の使用方法 • 燃焼の条件 • 火災発生時の心理と行動 • 避難経路及び避難施設の確認 • 有効な避難方法 • 店舗の正確な位置、構造、利用客数等の把握 • その他 ( )	
	火災予防上の教育（平時の教育）	火元責任者への教育 • 過去の火災事例等の検討及び火災発生原因の傾向 • 消防用設備等の種類と役割及び点検、整備に関しての留意事項 • 防火・避難施設の種類と役割及び点検、整備に関しての留意事項 • 火気設備・器具の種類ごとの安全管理 • 火気の取扱いの監督 • 放火防止対策 • その他 ( )	
		その他の従業員への教育 • 火災予防上の遵守事項 • 安全な作業等に関する基本的事項 • 過去の火災事例等の検討及び火災発生原因の傾向 • 消防用設備等の種類と役割及び日常の管理上の留意事項 • 防火・避難施設の種類と役割及び日常の管理上の留意事項 • 火気設備・器具の種類ごとの日常の管理上の留意事項 • 喫煙の管理 • 放火防止対策 • その他 ( )	
使用設備等	• 消火器 • 自動火災報知設備 • 非常放送設備 • 防火シャッター • その他 ( )		
所感			
記録者			

防火管理業務の外部委託があ  
れば、その内容を記載する。

別紙 5

防火管理業務の委託状況（ 年 月 日現在）  
( 方式)

防火対象物名称	
管理権原者名前	
防火管理者名前	
受託者の名前及び住所 法人にあっては名称及び主 たる事務所の所在地	名前（名称） 住所（所在地） TEL
	担当事務所 TEL
受託者の行う防火管理業務 の範囲	
受託者の行う防火管理業務 の方法	